

当基金の脱退一時金の受取方法のご案内

(脱退一時金の支給、年金通算(ポータビリティ)制度の説明)

山崎製パン企業年金基金

あなたは、この度、当基金を脱退され、脱退一時金の受給資格を得られました。

この脱退一時金は、当基金から一時金として受け取る方法の他に、他の企業年金制度に移換して将来通算して年金または一時金を受け取る方法(ポータビリティ制度)があります。

以下にその内容を取りまとめましたので、内容を確認の上、受取方法を選択してください。

1 脱退一時金の金額・算定対象期間

退職手続の際に、事業所人事課の手続担当者に直接確認してください。
また、当基金のホームページで、自分自身で確認することも可能です。

[山崎製パン企業年金基金のホームページ]

<http://www.yamazakipan-nenkikin.jp/> ユーザー名:yamazaki パスワード:funwari

「企業年金基金の給付」⇒「年金・一時金計算シート」のページを開き、
加入(入社)年月日、脱退(退職)年月日、退職時の基本給を入力すると、
一時金額が表示されます。

2 脱退一時金(相当額)の受取方法

(1) 脱退一時金を受取り

- ・当基金から脱退一時金を受け取ることができます。
- ・所得税法上は、退職所得として、退職所得控除が受けられます。
- ・原則として、脱退日(退職日の翌日)の翌月20日(金融機関休業の場合は翌営業日)の支給となります。

(2) 企業年金連合会へ移換

- ・企業年金連合会は、脱退一時金相当額を通算企業年金として年金化(原則65歳支給開始、15年保証終身)して支給してくれる準公的機関です。
- ・移換時の年齢が45歳未満の場合1.5%、45~54歳は1.25%、55歳以上は1.0%の利息が、65歳までの待期間、65歳以降の年金支給期間を通じて複利で付加されます。
- ・移換時に手数料(定額事務費1,100円、定率事務費[脱退一時金額による])がかかります。
- ・65歳到達までの間、途中で一時金で受け取ることはできません。

制度内容の詳細は、企業年金連合会にご照会ください(連絡先は裏面をご参照ください)

(3) 国民年金基金連合会へ移換

- ・国民年金基金連合会は、自営業の方等の上乗せ年金制度として国民年金基金の運営を行う他、個人型確定拠出年金（iDeCo）の管理事務を行う準公的機関です。
- ・脱退一時金相当額を国民年金基金連合会に移換することにより、国民年金基金連合会が、確定拠出年金として年金化（原則60歳支給開始）して支給してくれます。
- ・当基金脱退後も、国民年金基金連合会に掛金を払い込むことで、所得税法上の優遇（所得控除）を受けながら、年金原資の積み増しを行うことができます。
- ・移換時に2,777円、掛金引落時に103円の手数料がかかります。
- ・またその他に、運営管理機関、事務委託金融機関等が徴収する手数料が発生します。
- ・年金の受取期間等については、選択する商品によって異なります。
- ・60歳到達までの間、途中で一時金で受け取ることはできません。

制度内容の詳細は、国民年金基金連合会にご照会ください（連絡先は下記をご参照ください）

(4) 再就職先の企業年金へ移換

- ・再就職先が、確定給付企業年金または厚生年金基金制度を実施しており、かつその規約で脱退一時金の移換の受け入れを認めている場合、脱退一時金の移換ができます。
- ・また、再就職先が確定拠出年金を実施している場合も、脱退一時金の移換ができます。
- ・移換にあたっては、当基金および再就職先との所定の手続が必要です。
- ・年金の受給方法、期間等は、再就職先の企業年金制度によって異なります。

再就職先の企業年金制度の有無、制度の内容並びに脱退一時金の移換の可否は、再就職先にご照会ください

受取方法の選択にあたり、たとえば再就職先の企業年金制度が良く分からないなどの理由で、退職時に受取方法を決めることが難しい場合があります。

その場合は下記の選択肢を選択し、移換申出期限までに、当基金あて受取方法を連絡してください。

(5) 1年後に脱退一時金を受取り

- ・移換を希望する年金制度の内容等を確認し、1年以内（但し厚生年金基金に移換希望の場合は下記参照）に最終的な受取方法を当基金あて連絡してください。
- ・1年経過までに連絡がない場合は、一時金を振り込みます。なお、利息は付利されません。

(6) 1年後に企業年金連合会へ移換

- ・移換を希望する年金制度の内容等を確認し、1年以内（但し厚生年金基金に移換希望の場合は下記参照）に最終的な受取方法を当基金あて連絡してください。
- ・1年経過までに連絡がない場合は、再度意思を確認した上で、脱退一時金相当額を企業年金連合会へ移換します（自動移換は行いません）。なお、利息は付利されません。

3 移換申出期限 その他留意事項

(1) 移換申出期限

- ・退職日翌日から起算して1年以内に申し出てください。（移換先との事務手続に日数を要しますので、極力、移換申出期限の1ヵ月前までに、当基金あてご連絡ください）
※厚生年金基金へ移換を希望する場合は、退職後1年以内かつ再就職後3ヵ月以内に申し出が必要

(2) 部分移換について

- ・第1退職年金のみ、第2退職年金のみといった脱退一時金の一部だけを移換することはできません。移換する場合は、脱退一時金全額を移換する必要があります。

(3) 移換した一時金相当額の税務上の取扱い

- ・移換時には課税されませんが、年金・一時金の給付を受ける時点で課税対象となります。

(4) 確定拠出年金への移換について

- ・確定拠出年金における年金額は、選択した運用商品の運用成果により異なります。運用商品は元本保証とは限りませんので、ご注意ください。

連絡先

山崎製パン企業年金基金	企業年金連合会	国民年金基金連合会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-8-16	〒105-001 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10F	〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル
TEL 03-3851-3148 http://www.yamazakipan-nenkinkikin.jp	TEL 03-5777-2666 http://www.pfa.or.jp/	0570-086-105 イコイタル http://www.npfa.or.jp/